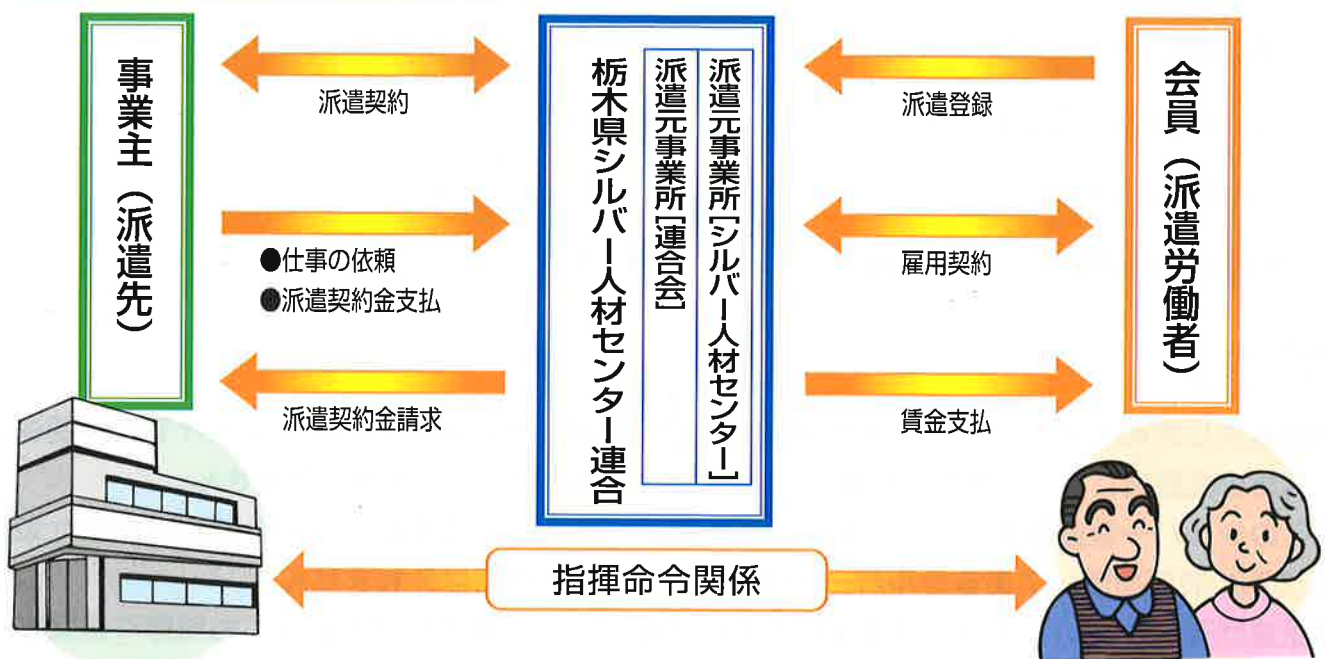


シルバー派遣事業のご案内

(労働者派遣事業)

シルバー人材センター事業として、「請負・委任」による就業に加え、事務系職種や専門職種など、高齢者の新たな就業機会の拡大を図るため、「シルバー派遣事業」を実施しています。

シルバー派遣事業の流れ



派遣就業できるのはシルバー人材センターの会員のみとなります。それにはシルバー人材センターの登録だけでなく、シルバー派遣事業会員への登録をしなければなりません。

シルバー派遣事業による労働をしても、シルバー人材センター会員であることに変わりありません。

シルバー派遣事業では安全・適正に働いていただくために、シルバー派遣事業就業規則（約束ごと）を定めています。



シルバー人材センターゆるキャラ
「チエブクロー」

〒320-8503

栃木県宇都宮市駒生町3337-1

(公財) 栃木県シルバー人材センター連合会

TEL 028-627-1179 FAX 028-627-2522

「請負・委任による就業」と「シルバー派遣事業」の比較



項目	請負・委任による就業	シルバー派遣事業
仕事の期間・内容	臨時的・短期的な就業 又は軽易な業務	臨時的・短期的（概ね月10日程度以内） 又は軽易な業務（概ね週20時間を超えないもの）
雇用関係の有無	なし	あり （派遣労働中[通勤途上を含む]のみ） （雇用契約は連合会と締結）
発注者の指揮命令	受けない	受ける
事故の際に適用される保険	シルバー保険	労働者災害補償保険
発注者との契約当事者	シルバー人材センター等	連合会
社会保険・雇用保険の適用	なし	なし
会員に対する報酬	配分金	賃金

注意事項

- 派遣法に定められている①港湾運送業務②建設業務③警備業務④病院等における医療関係業務及び高齢者にとって危険・有害な作業については派遣することができません。
- このシルバー派遣事業を行うにあたっては臨時的・短期的（概ね月10日）または軽易な業務（週20時間程度）であるシルバー人材センター事業の趣旨は外れません。
- 派遣登録いただいても必ず派遣されるわけではなく、仕事の紹介を受けても実際に就業するかどうかは本人の希望によります。
- 場合によっては派遣先から他の会員へ交替することについて要請があった場合、それが適正であると判断されるときは交替していただくことがあります。

主な仕事の内容として

- 事務的職業……………（一般事務・受付業務など）
- 販売の職業……………（店員など）
- サービスの職業……………（保育施設や介護施設での補助業務、駐車場の管理など）
- 運搬・清掃・包装等の職業…（建物清掃員など） 等があります。



●問い合わせ●

シルバー派遣事業に関する質問や派遣事業を依頼される場合は、みなさまの市町にあるシルバー人材センターにお問い合わせください。